キャリアアップ助成金訓練計画届関係提出書類チェックリスト②-4a

《人材育成コース(中長期的キャリア形成訓練)》

1.訓練開始前に必要な申請書類

原則、訓練開始日の前日から起算して、1か月前までに以下の書類及びこのチェック リストを神奈川労働局に提出して下さい。

1		キャリアアップ計画書(様式第1号・様式第2号(変更届を提出している場合))の労働局確認済のものの写し(全ページ)		
2		キャリアアップ助成金(中長期的キャリア形成訓練)計画届(様式第4-2号)		
3		職業訓練の実施内容を確認するための書類(訓練カリキュラム等)		
4		訓練期間中の対象労働者の労働条件通知書または雇用契約書等 ※訓練計画届の提出と同時に提出することができない場合は、訓練開始日の前日までに提出してください。なお、訓練開始日と雇入れ日が同日となる等、訓練開始日の前日までに提出することができない場合は、提出が可能となった後、速やかに提出してください。		
5	■中	小企業であることを確認できる書類 ※①または②を提出(大企業の場合は提出不要)		
		①登記事項証明書、資本の額又は出資の総額を記載した書類等 資本の額又は出資の総額により中小企業事業主に該当する場合		
		②事業所確認表(様式第8号) 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合		

- ※ 申請書類は、このチェックリストも添付のうえ、提出してください。
- ※ 申請書類が正しく受理された場合であっても、当該支給を約束するものではないことをご承知ください。 ※ 審査の過程で必要がある場合は、記載されているもの以外の資料を提出していただくことがありますので、予め ご承知ください。

神奈川労働局(平成27年4月)

キャリアアップ助成金支給申請関係提出書類チェックリスト②-4b

《人材育成コース(中長期的キャリア形成訓練)》

事業所名			(適用事業所番号:			_)	
			(訓練計画届受理番号	14-	_)	
2.訓練開始後に必要な申請書類								
原則、訓練開始後1か月以内に以下の書類を神奈川労働局に提出して下さい。								
1		キャリアアップ助成金キャリアアップ助成金	金(人材育成コース)中長期的キャリ	ア形成訓	練開始届(様	式第6-	-6号)	

3.訓練終了後の助成金支給申請に必要な書類

訓練計画実施期間の終了した日(訓練期間が1年を超え、支給単位期間ごとに支給申請を行う場合は支給単位期間の終了した日)の翌日から起算して、2か月以内に以下の書類及びこのチェックリストを神奈川労働局に提出して下さい。

1	キャリアアップ計画書(様式第1号・様式第2号(変更届を提出している場合))の労働局確認済のものの写し(全ページ)		
2	支払方法・受取人住所届(新規口座登録・変更の場合)		
3	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)		
4	キャリアアップ助成金支給申請書(様式第7号)		
5	人材育成コース内訳(様式第7号(別添様式2-1))		
6	賃金助成及び実施助成内訳(様式第7号(別添様式2-2a)) ※賃金助成の支給申請を行わない場合は不要です。		
7	経費助成の内訳(様式第7号(別添様式2-3c)) ※経費助成の支給申請を行わない場合は不要です。		
8	OFF-JT実施状況報告書(様式第7号(別添様式2-4a)) ※受講者の直筆の署名及び押印が必要です。 ※通信による訓練部分(スクーリングを除く)については不要です。		
9	中長期的キャリア形成訓練の受講に関する申立書(様式第7号(別添様式2-4d))		
10	中長期的キャリア形成訓練(通信制)の受講証明書・受講修了証明書(様式第7号(別添様式2-7))		
11	訓練期間中の賃金台帳と時間管理のされている出勤簿、タイムカードの写し ※賃金助成の支給申請を行わない場合、賃金台帳は不要です		
12	申請事業主が訓練経費を負担していることを確認できる書類(領収書、振込通知書、請求内訳書等)		

- ※ 申請書類は、このチェックリストも添付のうえ、提出してください。
- ※ 申請書類が正しく受理された場合であっても、当該支給を約束するものではないことをご承知ください。 ※ 審査の過程で必要がある場合は、記載されているもの以外の資料を提出していただくことがありますので、予め ご承知ください。